

芳賀台地土地改良区監査細則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の業務及び財産の状況の監査については、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(監査の執行)

第2条 監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ能率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化、能率化に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。

(業務の分担)

第3条 監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、このことにより各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎事業年度2回行うものとする。

3 臨時監査は、次の場合に行うものとする。

(1) 監事が必要と認めた場合

(2) 理事長の更迭の場合

(3) 行政庁の指示があった場合

(監査の通知)

第5条 監査を執行する場合は、あらかじめその期日、施行箇所、監査事項等を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(監査補助)

第6条 監事は、理事と協議の上、必要と認める職員等を、監査に関し監事の補助に当たらせることができる。

(監査資料の提出等)

第7条 監事は、理事に対し諸帳簿、証拠書類、物件、現金及び有価証券の提示その他監査に必要な資料の提出を求め、かつ、必要と認める事項につき理事その他の責任者の立会又は説明を求めることができる。

(監査内容)

第8条 業務の状況の監査は、おおむね次の事項について実施するものとする。

(1) 法令、定款、規約等と事務の執行との適合状況

(2) 財務計画と予算編成との適合状況

(3) 土地改良事業計画とその執行との適合状況

(4) 予算執行と事業執行との適合状況

(5) 労務の需給及び資材の入手計画と土地改良事業計画との適合状況

(6) 関係諸機関との連絡協議の状況

(7) その他監査上必要と認める事項

第9条 財産の状況の監査は、おおむねの次の事項について実施するものとする。

(1) 収入の調定、徴収及び滞納整理の状況

(2) 予備費の充用及び予算流用の適否

(3) 歳計現金、歳計外現金及び預金の出納保管に関する状況

(4) 借入金に関する状況

(5) 財産の管理状況

(6) その他必要と認める事項

(監査簿及び監査報告)

第10条 監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。

2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果及び意見を総代会及び理事会に文書により報告しなければならない。この場合、監事會の協議を経るものとする。

3 監事は、前項の規定による意見のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による 報告を求めるものとする。

(外部への公表)

第11条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に公表しないものとする。

(立会い)

第12条 監事は、関係機関の監査又は検査が実施されるときは、立会わなければならない。

附 則

この細則は、平成21年3月23日から施行する。

令和 4年3月25日一部改正